

## ○海部地区急病診療所組合職員の職務に専念する義務の特例 に関する条例

(昭和61年6月16日)  
条例第8号

改正 平成21年8月24日 条例第5号

(趣旨)

**第1条** この条例は、地方公務員法（昭和25年法律第261号）第35条の規定に基づき、職務に専念する義務の特例について定めるものとする。

(職務に専念する義務の免除)

**第2条** 職員は、次の各号の一に該当する場合には、あらかじめ任命権者又はその委任を受けた者の承認を得て、その職務に専念する義務を免除されることができる。

- (1) 研修を受ける場合
- (2) 厚生に関する計画の実施に参加する場合
- (3) 前2号に規定する場合のほか、管理者が定める場合

### 附 則

この条例は、公布の日から施行する。

**附 則** (平成21年8月24日条例第5号)

この条例は、平成21年10月1日から施行する。